



## 4月から金額が変わります

市は、農業集落排水施設の効率的で持続可能な事業運営を行うため、公共下水道への接続などにより処理施設の統廃合を進めます。これに伴い、4月から使用料と受益者分担金(※)の制度を見直します。

## 使用料

4月請求分から、すべての農業集落排水施設の使用料を、公共下水道の使用料と同額に引き上げます。なお、令和2年度に限り激変緩和措置(段階的な引き上げ)を実施します。

## 受益者分担金

令和2年度に賦課される分から、受益者分担金を、公共下水道の負担金制度(1㎡当たり380円)と同額にします。なお、この分担金は新たな受益地に対して賦課するもので、既存受益地に賦課するものではありません。※既存受益地の土地所有者には、地番の確認通知書を送付しています

■問い合わせ 【使用料について】上下水道部経営課下水道経営係(江刺総合支所：☎34-1517)、【受益者分担金について】

## ■使用料の単価(税抜き)

(単位：円)

項目	基本料金	排除汚水量 1㎡当たりの単価						
		1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51～100㎡	101㎡～
現在	1,000	60	80	100	110	120	130	140
2年4月～	1,000	70	100	120	135	150	160	170
3年4月～	1,000	80	120	140	160	180	190	200

て 上下水道部下水道課排水係(江刺総合支所：☎34-1651)  
1) ※使用料は、施設の維持管理などの費用を毎月負担するもの。受益者分担金は、施設整備費用の一部を一度だけ負担するもの。

## ■月額使用料の算定例(税込み) ※世帯の排除汚水量は自家水道の認定例から

(単位：円)

項目	10㎡ (1人世帯)	14㎡ (2人世帯)	22㎡ (4人世帯)	30㎡ (6人世帯)
現在	1,760	2,112	2,860	3,740
2年4月～	1,870(+110)	2,310(+198)	3,234(+374)	4,290(+550)
3年4月～	1,980(+220)	2,508(+396)	3,608(+748)	4,840(+1,100)

計算例【14㎡・2年4月～】：(1,000円+10㎡×70円+4㎡×100円)×1.1=2,310円

## ■受益者分担金の算定例

(単位：円)

項目	土地面積 330㎡ (1世帯)	算定方法
現在	95,000～1,040,000	世帯単位で賦課。地区ごとに額は異なる
4月～	125,400	土地面積で賦課。380円/㎡を乗じる

※宅地のほか駐車場などの土地にも賦課されます